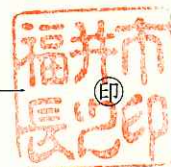


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

脇三ヶ（小路・小安）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 1経営体

個人 0経営体

集落営農（任意組織） 0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織で、肥料や農薬等の共同購入や農作業の受委託や農業用機械の共同利用を行っていく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地が集積していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させていく。
- ・有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。

(別紙)

- ・地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落内の活性化を図っていく。
- ・防草シートを設置し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、草刈り、側溝及び防護柵を設置していく。